

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学手話サークル」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は、手話の学習をはじめとする聴覚情報に頼らない意思伝達手段に関する研究、及び地域コミュニティとの連携、情報交換を行い、現代社会におけるろう者とのコミュニケーションの確立に寄与することを目的とする。

第 2 章 活動

（通常の活動）

第 3 条 別に定められる、「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

2 内容、日時をはじめとする通常の活動については、これを会議で定める。

（その他の活動）

第 4 条 第二条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 市内の民間団体及び公共団体、その他公益団体との交流
- 2 手話言語に関する講習への参加
- 3 団体の手話によるコミュニケーションへの理解向上のための、外部講師の招待
- 4 学内における本団体の認知活動
- 5 活動継続のための新規団体の獲得、それを目的とする勧誘活動
- 6 身体的および精神的な健康を保つことのできる活動場所の確保
- 7 その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

また、本団体及び団体の学業に支障をきたす活動、心身の健康を害する活動、名誉が傷つけられる活動、一般的に説明できない不利益を被る活動、その他第二条で定める活動理念から著しく逸脱すると判断されうる活動への参加要請は、団体の総意によりこれを拒否できる。

第 3 章 組織

（構成）

第 5 条 本団体は、中部大学に在籍する学生を構成員（団体の）として組織する。

（参加）

第 6 条 団体の者は、手話への興味を持ち、誠意的に活動に参加しなければならない。

（欠席）

第 7 条 団体の者は、正当な理由があれば活動を休むことができる。ただし、会議やクラブ活動表彰授賞式など、団体運営に関し極めて重要度の高い行事の欠席には、相当程度の理由を要する。

第4章 役員

(設置)

第8条 本団体には、代表、副代表及び会計を設置する。ただし、副代表及び会計については、代表及び顧問の判断で、これを設置しなくてもよい。

2 前項後段に基づき、副代表及び会計を設置しない場合、その職務は代表が行う。

3 その他の役員は、活動で必要と認められる場合に随時設置する。

(選出)

第9条 代表は、これを会議で選出する。

2 団体員の推薦及び承認で、代表を選出する。推薦候補が複数名いた場合、多数決にて可決する。

第10条 副代表、会計及びその他の役員は、これを代表が会議で指名する。

(代表)

第11条 代表は本団体の最高責任者であり、各活動及び会議を統括する。

2 代表は会議の招集、役員の任命及び更迭、入退会承認、退会勧告の権限を有する。

(副代表)

第12条 副代表は、代表の補佐を行う。また、代表がその職務を遂行できないあらゆる状況において、代表権限を全て委譲され、本団体の統括を行う。

(会計)

第13条 会計は、団体運営資金の管理及び出納業務を行う。

(任期)

第14条 役員の任期は、原則として選任より一年間とする。

(弾劾)

第15条 役員が権力を濫用し、設置目的から著しく逸脱する行使をしたときや、その職務を遂行しないとき、その他団体の活動に支障をきたしかねない状況下においては、権限を停止し、罷免することができる。

2 罷免は、複数名の発議で決を採り、団体員の3分の2以上の賛成で可決する。

3 役員を罷免した場合、直ちに臨時会議を開き、役員を指名する。

第5章 顧問

(顧問)

第16条 本団体に顧問を置く。顧問は中部大学の教員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

第6章 会議

(定例会議)

第17条 定例会議は、各学期期首に期首会議、及び各年度末に年度末会議を開く。

2 前項にて定める期首会議では、その学期における活動日時及び活動場所、会費、役員設置な

ど、常時の活動に必要な決定を行う。

3 一項にて定められる年度末会議では、年間の振り返り及び翌年度役員の選出を行う。

(臨時会議)

第18条 臨時会議は、代表及び顧問の招集、又は複数名の団体の発議で開く。

第7章 会計

(会費)

第19条 活動に必要と認められる場合、すべての団体の員から会費を徴収できる。

2 会費の決定は、これを会議で行う。

3 会費の徴収額は、すべての団体の員で平等であり、差があってはならない。

(会計年度)

第20条 会計年度は原則、4月1日から翌年3月31日とする。

第21条 年に一度、会議で会計報告を行い、承認を得るものとする。

第8章 入会及び退会

(入会)

第22条 入会希望者は、代表にその旨を申告し、すべての規則等の説明を受け、入会届を提出する。

第23条 代表は、入会を希望する者に対し、速やかに手続きを行わなければならない。ただし、第二条に定める活動目的の達成を阻害しかねないとみなされる者に対しては、その手続きを保留できる。

(退会)

第24条 退会を希望する団体の員は、代表にその旨を申告し、退会届を提出する。

第25条 代表は退会を希望する団体の員に対し、速やかに手続きを行わなければならない。ただし、各種引継ぎが必要な役員及び不正等への説明責任が課せられている団体の員に対しては、その手続きを保留できる。

第26条 退会金は、いかなる理由の下でも徴収してはならない。

第9章 罰則等

第27条 団体の員が以下の行為に至った場合は、その程度により、喚問及び注意勧告し、又は退会を勧告することができる。

- 1 第二条の活動目的から外れた活動を行ったとき
- 2 役員が、その職務を遂行しなかったとき
- 3 会議にて定められた会費を納めないとき
- 4 本団体の活動を著しく妨害したとき
- 5 正当な理由なく活動に参加しないとき
- 6 団体の員が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為があったとき。

第10章 事故防止の義務

第28条 本団体の団体員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。

2 不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

第11章 規約の変更

第29条 本規約の変更は、役員の会議を経たのち、顧問、及び会議の承認を得るものとする。

第12章 規約以外の規則

第30条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附則

本規約は、1989年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。